

警備業推進議員連盟 決議

一、社会情勢の変化に伴う犯罪対策等への対応

警備業については、国民の安全・安心に貢献するための生活安全産業として社会的需要が増大しているところであり、犯罪に強い社会を構築するため、警備業界における具体的な要望に基づき、警備業法の見直しを早期に検討する必要がある。

また、重要施設の警備や特別な危険等を伴う警備に従事する警備員に必要な訓練を実施することを働き掛けるとともに、割り増し加算をルール化することとして適正化を図るべきである。

【参考】警備業法第十八条（特定の種別の警備業務の実施）

「特定の種別の警備業務」とは、「警備業務のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがある」警備

過去の大規模災害や近年の自然災害への対応を踏まえ、避難所や無人となった被災地域の安全・安心のため、警備業務を地方自治体の業務を補完するものとして、大規模災害対策や感染症対策について可能な場合、都道府県警備業協会を指定地方公共機関とするなどとして、財政上の所要の措置を検討する。

なお、国民保護法における避難施設（シェルター）における警備員の在り方についても、今後検討する。

二、警備業の適正価格を実現するとともに価格転嫁を図るための対応

警備業における慢性的な人手不足を解消するため、全産業の中でも最低水準である警備業の賃金を引き上げるとともに、物価上昇を上回る賃金引き上げを図ることができる適正価格を実現することによって、実質賃金を引き上げることが必要である。

そのため、官公需において警備業務を適正な価格で発注するよう、適切な労務単価等を設定するとともに、低入札が労務費へのしわ寄せにつながることから、発注の際に前年度の低入札の単価が予定価格検討のベースとなることは厳に禁止すべきである。

国、都道府県、市町村の建築物等の警備業務発注の際には、毎年、国土交通省が公表している「建築保全業務労務単価」を適用すべきである。

官公需における適正価格の実現と適切な価格転嫁の実施のために、国等（*）や地方公共団体は必要となる予算を確保すべきである。

（*）国等¹¹国及び独立行政法人等

国等や地方公共団体で導入が進んでいない「低入札価格調査制度」や「最低制限価格制度」を導入し、その適用を拡大することにより適正価格を下回る安値応札（ダンピング受注）を排除するとともに、「スライド条項」や「キャンセルポリシー」を広げるための措置を検討するべきである。また、施設警備業務、雑踏警備業務では「分離発注」を徹底するよう推進すべきである。

民・民間においても価格転嫁を円滑に進めるために、独占禁止法等に基づく労務費価格転嫁交渉指針の遵守の徹底や「改正下請法」による事業所管省庁を含めた執行体制の強化を通じ、違反行為への厳正な対処を図るべきである。

サービス業を中心に、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける、人手不足がとりわけ深刻と考えられる警備業においては、中小や小規模の警備業者でも賃金引き上げの原資を確保することが可能となるよう、警備業におけるDXやロボットを安全保障の観点を考慮した上で導入し、生産性の向上を図るべきであるところ、政府が策定する「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進五か年計画」の施策パッケージとして、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の二〇二六年版に警備業を明確に位置づけるとともに、省力化投資が可能となるような財政措置等を講じるべきである。

令和七年五月二十七日

警備業推進議員連盟

会長 萩生田 光一